

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
令和2年度歯科健康診査推進計画

滋賀県後期高齢者医療広域連合

# 目次

1	歯科健康診査推進計画の策定について	1
2	歯科健康診査の現状と課題等について	1
3	歯科健康診査の目標について	2
4	歯科健康診査の対象者について	2
5	歯科健康診査の実施方法等について	3
6	個人情報の保護について	4

## 資料

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の歯科健康診査実施要綱  
後期高齢者歯科健康診査 受診者数および受診率【令和元年度】

## 1 歯科健康診査推進計画の策定について

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成26年3月31日厚生労働省告示第141号）が示され、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）においても、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする保健事業実施計画（データヘルス計画）を平成30年3月に策定しました。

同実施計画では、健康診査やレセプトデータ等のデータ分析から、滋賀県における後期高齢者の健康課題を提示し、その課題を解決する方策として実施すべき保健事業を取りまとめており、肺炎や低栄養防止など高齢者に多く発生する疾病予防のきっかけ作り等の観点から、平成29年度から県内全域で実施している歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）について、事業向上を図ることとしました。

これらを踏まえ、歯科健診を着実に実施するため、具体的な事項について記載する「歯科健康診査推進計画」を策定するものです。

## 2 歯科健診の現状について

### （1）歯科健診の目的

歯科健診は、う蝕（むし歯）の発見、義歯の状態や口腔衛生状況等の確認、歯磨き指導等により、口腔環境を改善し、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等、高齢者に多く発生する疾病予防のきっかけ作りと、被保険者の健康の保持増進、健康意識の向上を図ることを目的とします。

### （2）歯科健診の実施

歯科健診は、広域連合が一般社団法人滋賀県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に業務を委託し、歯科医師会の指定した医療機関（以下「歯科医院」という。）が行います。

### 3 歯科健診の目標について

令和2年度は、歯科健診受診率の目標を26%に設定しています。

なお、目標の設定については、4月1日時点の管内被保険者数(③)から健診除外対象者数(④)を引いた数を健診対象者数(⑤)とし、健診受診者数(②)を健診対象者数(⑤)で除した数を受診率の目標値としています。

#### 令和2年度の受診率の目標と過去の実績

	令和元年度		令和2年度	
	① 受診率	当初目標	20.0 %	目標
実績		25.2 %		
全国平均		6 %		
② 健診受診者数	6,254 人		6,311 人	
③ 管内被保険者数 (4月1日時点)	178,883 人		183,025 人	
④ 健診除外対象者数 (4月1日時点)	154,094 人		158,755 人	
⑤ 健診対象者数 (「③管内被保険者数」 －「④健診除外対象者数」)	24,789 人		24,270 人	

※ 令和2年4月1日 時点

### 4 歯科健康診査の対象者について

歯科健康診査は、滋賀県後期高齢者医療保険の被保険者で当該年度内に76歳または81歳となる被保険者に実施しますが、次に掲げる項目のうちいずれかに該当する者については、その対象から除外しています。

- (1) 刑事施設、労役場等に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に入院している者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項第2号から第5号までに掲げる施設に入所、入院している者

## 5 歯科健診の実施方法等について

### (1) 実施主体及び実施方法

歯科健診の実施主体は広域連合であり、その実施にあたっては被保険者の利便性や地域の特性に応じた受診ができるよう歯科医師会に業務を委託しています。

### (2) 歯科健診の項目

次に掲げる項目のとおりです

- ① 口腔診断
- ② 歯周病・口腔衛生診断
- ③ 嚥下機能の検査
- ④ その他必要な項目

### (3) 実施時期

令和2年9月1日～令和2年12月28日

### (4) 実施場所

歯科医師会の指定する歯科医院

### (5) 対象者への案内方法等

広域連合より受診券等を対象者宛てに送付

### (6) 自己負担 無料

### (7) 受診率向上等の取り組み

- ・ 歯科健診に関するポスターを作成し、実施歯科医院等に配付する。
- ・ 歯科健康診査未受診者を対象に、受診勧奨通知を送付する。
- ・ 歯科健診をわかりやすく説明したチラシを受診券送付時に同封する。
- ・ 広域連合ホームページで周知する。

### (8) 年間スケジュール

9月 受診券の送付

9月～12月 受診期間

11月 受診勧奨通知の送付

## 6 個人情報の保護について

### (1) 個人情報の取扱い

受診者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年条例第 20 号）その他関係法令を遵守し、適正かつ厳正な管理に努めています。

### (2) 歯科健診結果データの保管及び活用

歯科健診の結果データは、広域連合により適正に管理し、広域連合は、これらのデータを被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に活用していきます。

## 資 料

### 滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の歯科健康診査実施要綱

制定：平成29年2月9日

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に係る被保険者（以下「被保険者」という。）に対して歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

#### (歯科健診の対象者)

第2条 歯科健診の対象者は、当該年度内に76歳または81歳となる被保険者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 刑事施設、労役場等に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に入院している者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項第2号から第5号までに掲げる施設に入所、入院している者

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が適当であると認める場合には、歯科健診を受診することができる。

#### (歯科健診の項目)

第3条 歯科健診の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 口腔診断
- (2) 歯周病・口腔衛生診断
- (3) 嚥下機能の検査
- (4) その他必要な項目

#### (歯科健診の実施)

第4条 広域連合は、一般社団法人滋賀県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に歯科健診の実施を委託するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被保険者への受診券や案内の送付等は広域連合が実施するものとする。

#### (歯科健診結果の通知)

第5条 歯科医師会は、歯科健診の実施後、すみやかに受診者に対して、歯科健診の結果を通知するものとする。

(個人情報の管理)

第6条 歯科医師会は、受診者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正かつ厳重に管理しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、歯科健診の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



後期高齢者歯科健康診査 受診者数および受診率【令和元年度】

(単位：人、%)

市町	対象者数			受診者数			受診率		
	76歳計	81歳計	総計	76歳計	81歳計	総計	76歳計	81歳計	総計
大津市	3,919	2,379	6,298	943	539	1,482	24.1%	22.7%	23.5%
彦根市	1,145	654	1,799	316	163	479	27.6%	24.9%	26.6%
長浜市	1,362	836	2,198	357	222	579	26.2%	26.6%	26.3%
近江八幡市	942	584	1,526	247	146	393	26.2%	25.0%	25.8%
草津市	1,406	799	2,205	369	207	576	26.2%	25.9%	26.1%
守山市	837	479	1,316	245	131	376	29.3%	27.3%	28.6%
栗東市	572	331	903	132	78	210	23.1%	23.6%	23.3%
甲賀市	942	683	1,625	254	194	448	27.0%	28.4%	27.6%
野洲市	644	306	950	148	84	232	23.0%	27.5%	24.4%
湖南市	571	297	868	151	71	222	26.4%	23.9%	25.6%
高島市	665	444	1,109	191	124	315	28.7%	27.9%	28.4%
東近江市	1,216	732	1,948	246	126	372	20.2%	17.2%	19.1%
米原市	453	297	750	134	74	208	29.6%	24.9%	27.7%
日野町	258	166	424	75	47	122	29.1%	28.3%	28.8%
竜王町	124	68	192	39	17	56	31.5%	25.0%	29.2%
愛荘町	183	104	287	60	35	95	32.8%	33.7%	33.1%
豊郷町	81	29	110	14	5	19	17.3%	17.2%	17.3%
甲良町	83	58	141	14	14	28	16.9%	24.1%	19.9%
多賀町	84	56	140	27	15	42	32.1%	26.8%	30.0%
県全体	15,487	9,302	24,789	3,962	2,292	6,254	25.6%	24.6%	25.2%

令和元年度後期高齢者歯科健康診査市町別受診率

